

栃木県水産試験場における公的研究費の不正使用に対する取扱規程

(目的)

第1条 この規程は、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」（平成19年2月15日（平成26年2月18日改正）文部科学大臣決定）及び「栃木県水産試験場における公的研究費の運営管理規程」（平成28年4月1日制定）第19条に基づき、栃木県水産試験場（以下「場」という。）が公的研究費（以下「研究費」という。）の不正使用に対する措置等の取扱いに関し必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この規程において、研究費の不正使用とは、場又は研究費を配分する機関（以下「配分機関」という。）が定める規則等に違反して研究費を不正に使用、又は受給する行為等のことをいう。

(告発等の受付窓口・受理)

第3条 研究費の不正使用に関する告発を受け付ける窓口は統括管理責任者とする。

- 2 統括管理責任者は、不正の告発等があった場合は、これを受理し、最高管理責任者に報告しなければならない。
- 3 告発を受け付けた場合、最高管理責任者は、主管課に告発を受け付けたことを通知する。

(不正使用に関する告発)

第4条 告発は、申立書、電話、FAX、電子メール、面談などの手段により行うことができる。

- 2 告発は、原則として顕名により行われ、不正使用を行ったとする構成員、不正使用の態様等、事案の内容が明らかにされているもののみを受け付ける。
- 3 前項の定めにかかわらず、匿名による告発があった場合、告発の内容に応じ、顕名の告発があった場合に準じて取り扱うことができる。

(告発者・被告発者の取扱い)

第5条 告発者・被告発者は公益通報者保護法により取り扱う。なお、単に告発をしたことや、告発されたことのみを理由に、研究活動の制限のほか、何ら不利益を受けないこととする。

(調査の要否)

第6条 告発等を受け付けた場合は、最高管理責任者は、統括管理責任者を指揮して、告

発等の受付から30日以内に内容の合理性を確認し、調査の要否を判断しなければならない。

(調査委員会の設置)

第7条 最高管理責任者は、前条の規定により調査が必要と判断した場合は、調査委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

2 委員会は、次の各号の者をもって構成する。

- (1) 総括管理責任者(場長補佐(総括))
- (2) 水産研究部長
- (3) 指導環境室長
- (4) 総務課長
- (5) 主管課課長補佐(総括)
- (6) その他、最高管理責任者が必要と認める者若干名

3 前項第6号に規定する委員は、公正かつ透明性確保の観点から、告発者や被告発者と直接の利害関係を有しない第三者でなければならない。

(調査の実施)

第8条 委員会は、告発者、被告発者、告発内容及び調査内容について調査結果の公表まで告発者、被告発者の意に反して委員会関係者以外に漏洩しないよう、関係者の秘密保持を徹底する。

2 委員会は、不正の有無や内容、不正に関与した者やその程度及び不正使用の相当額等について調査を実施し、認定する。

3 委員会は、調査の結果を最高管理責任者に報告するものとする。

4 委員会は、最高管理責任者から調査の進捗状況等を求められたときは、これに応じなければならない。

(調査中における措置)

第9条 最高管理責任者は、必要に応じて調査対象となっている者に対して、調査対象制度の研究費の使用停止を命じることができる。

(配分機関及び主管課への報告等)

第10条 最高管理責任者は、第6条に規定する調査の要否について、配分機関に報告するものとし、調査が必要と判断した場合は、配分機関と調査方針等を協議しなければならない。

2 最高管理責任者は、告発等の受理から210日以内に、調査結果、不正発生要因、不正に関与した者が関わる他の競争的資金等における管理監査体制の状況及び、再発防止計

画等を含む最終報告書を配分機関及び主管課に提出するものとする。なお、期限までに調査が完了しない場合であっても、調査の中間報告を配分機関及び主管課に提出するものとする。

- 3 最高管理責任者は、調査の過程であっても、不正の事実が一部でも認定された場合には、配分機関及び主管課に報告するものとする。
- 4 最高管理責任者は、調査の終了前であっても配分機関及び主管課の求めに応じて、調査の進捗状況等を報告するものとする。
- 5 最高管理責任者は、正当な事由がある場合を除き、配分機関への当該事案に係る資料の提出又は閲覧や、配分機関の現地調査に応じるものとする。

(懲戒処分等)

第 11 条 最高管理責任者は、不正使用が認定された者について、主管課を経由して人事課に報告するものとする。

- 2 不正使用が認定された者に対する処分は、「職員の懲戒の手続き、効果等に関する条例（昭和 26 年 9 月 13 日 栃木県条例第 45 号制定、平成 18 年 3 月 24 日 条例第 10 号一部改正）」等に従う。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。